



指導者養成ハンドブック  
川に学ぶ体験活動協議会

《別冊 規程集》



2014年6月1日



## 目 次

### 規 定

川に学ぶ体験活動 指導者の登録に関する規定	1
川に学ぶ体験活動 指導者養成団体および特定指導者養成団体に関する規定	4
指導者養成団体および特定指導者養成団体認定要件に関する細則	6
川に学ぶ体験活動 トレーナー認定および登録等に関する規定類	7
川に学ぶ体験活動指導者養成制度におけるOJT細則	10
RAC水辺のリスクマネジメント講座に関する規定類	12
RAC水辺のレスキュー講習会に関する規定類	16
RAC水辺のファーストエイド講習会に関する規定類	21
RACレスキュー・インストラクター講習会に関する規定類	26
Eボート指導者講習会に関する規定類	31
RAC水辺の生きもの講習会に関する規定類	36
RAC学校連携コーディネーター養成講座に関する規定類	41
RAC付加講座マスター講師認定更新規定	44

## 川に学ぶ体験活動 指導者の登録に関する規定

### 第1章 総則

#### (総則)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人川に学ぶ体験活動協議会（以下RACという。）定款第5条（3）の定めるところにより指導者の登録に関する事項を定める。

#### (定義)

第2条 この規定でいう用語について各々、次のとおり定義する。

- (1) 指導者養成団体はRAC指導者養成事業の実施団体として認定された団体。
- (2) 指導者養成事業はRAC指導者登録ができることをRACが認定した事業。
- (3) 指導者登録はRACが作成するRAC指導者名簿に一定の手続きを経て登録されること。
- (4) 指導者登録更新は一定の手続きを経て、登録有効期間を延長すること。

#### (指導者の名称と種別)

第3条 この規定で定める指導者は別に定める基準に従い以下の名称で登録する。

- (1) 川に学ぶ体験活動アシスタント・リーダー（略称をRACアシスタント・リーダーとする）
- (2) 川に学ぶ体験活動リーダー（略称をRACリーダーとする）
2. 川に学ぶ体験活動ジュニアリーダー（略称をRACジュニアリーダーとする）
3. 川に学ぶ体験活動学校リーダー（略称をRAC学校リーダーとする）
- (3) 川に学ぶ体験活動インストラクター（略称をRACインストラクターとする）
- (4) 川に学ぶ体験活動コーディネーター（略称をRACコーディネーターとする）

### 第2章 指導者登録および登録更新

#### (RACアシスタント・リーダーの指導者登録要件)

第4条 次の各項に該当する者をRACアシスタント・リーダーとして登録することができる。

- (1) 満18歳以上の者。
- (2) RACアシスタント・リーダーの養成事業を修了し、指導者養成団体に登録されている者。  
2 RACアシスタント・リーダー養成事業において修了した指定の6単位は、原則として同指導者養成団体もしくは同じトレーナーの開催するRACリーダー養成講座において、2ヶ年度（年度開始は4月1日）以内は修了単位とすることができる。

#### (RACリーダーの指導者登録要件)

第4条 次の各項に該当する者をRACリーダーとして登録することができる。

- (1) 満18歳以上の者。
- (2) RACリーダーの養成事業を修了し、または、それと同等の研修を修了したと認められる者で、指導者養成団体に登録されている者。  
2. 16才以上、18才未満で前号の条件を満たす者をRACジュニアリーダーと称し登録する。ジュニアリーダー登録期限内に18才となる者は自動的にリーダーとなる。ただし登録期間に変更しない。
3. 3年以上の学校教員経験者（教員免許保持者）で、前1号のRACリーダーの養成事業のうち、指定の7単位を修了した者をRAC学校リーダーと称し登録する。

(RACインストラクターの指導者養成事業受講及び登録要件)

第5条 次の各項に該当する者はRACインストラクター養成講座を受講することができる。

(1) RACリーダーで、リーダー登録後120時間以上の川での体験活動経験等のOJTを積み、それを所定の様式で証明できる者。但し、RAC学校リーダーはRACリーダー養成事業のうち、第4条第3号で規定される7単位以外の単位を取得していること。

2. 次の各項に該当する者をRACインストラクターとして登録することができる。

(1) RACインストラクターの養成事業を修了し、または、それと同等の研修を修了したと認められる者で、60時間以上の川での体験活動の指導経験等のOJTを積み、それを所定の様式で証明できる者。

(2) 指導者養成団体に登録されている者で、満20歳以上の者。

(RACコーディネーターの指導者養成事業受講及び登録要件)

第6条 RACインストラクターとして認定登録された者はRACコーディネーター養成事業を受講することができる。

2. 次の各項に該当する者をRACコーディネーターとして登録することができる。

(1) RACコーディネーターの養成事業を修了し、または、それと同等の研修を修了したと認められる者。

(2) RACコーディネーターの養成事業を修了後、360時間以上のOJTを積んだ者で、指導者養成団体に登録されている者。

(指導者登録の手続き)

第7条 指導者登録の手続きは別に定める。

(指導者登録の有効期間)

第8条 RACリーダーの登録有効期限は無期限とする。RACインストラクター(旧1種・2種含む)、コーディネーターの登録有効期間は、登録年度より翌々年度の3月末日とする。

2. すべての指導者は9条に定める基準により登録を更新することができる。

(指導者登録更新の手続き)

第9条 指導者登録更新は次の手順で実施するものとする。

(1) 更新希望者は各団体の用意する申請書と活動歴および更新手数料を登録有効期限の2ヶ月前までに、登録している指導者養成団体に提出する。

(指導者登録の終了)

第10条 指導者登録は次の場合、終了するものとする。

(1) 所定の登録期間が終了し、更新が行われない場合。

(2) 指導者養成団体の登録を終了した場合。

(3) 本人から登録している指導者養成団体に書面による申し出があった場合。

(指導者登録の手数料及び指導者登録更新の手数料)

第11条 RAC指導者の登録手数料及び更新手数料を下記の通り定める。

(1) RACリーダー・RACインストラクター(旧1種・2種含む)・RACコーディネーターの登録手数料は、登録者一人につき3年間で2,000円とする。

(2) RACインストラクター(旧1種・2種含む)・RACコーディネーターの更新手数料は、登録者一人につき3年間で2,000円とする。

- (3) RACジュニアリーダーからRACリーダーとなる場合はカード発行手数料として500円徴集する。
2. 一旦納入された登録手数料は理由の如何を問わず返却しない。
3. 理事会が特別に認めた者については、登録手数料及び更新手数料を免除することができる。

## 第5章 雑則

(規定の改正)

第12条 本規定の改正は、RAC理事会の審議を経て行うことができる。

## 付則

- 1 本規定は、平成16年4月1日より施行される。
- 2 本規定は協議会の法人化に伴い、平成18年9月15日に訂正される。
- 3 本規定の第3条、第5条、第6条、第8条、第11条は移行期間を経て、平成25年4月1日に改定される。
- 4 本規定の第3条～第6条は平成26年5月31日に追加される。

## 川に学ぶ体験活動 指導者養成団体および特定指導者養成団体に関する規定

### 第1章 総則

(総則)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人川に学ぶ体験活動協議会（以下RACという。）定款第5条（3）の定めるところにより指導者養成を行う団体に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規定でいう用語について各々、次のとおり定義する。

- (1) 指導者養成団体はRAC指導者養成事業の実施団体として認定された団体。
- (2) 指導者養成事業はRAC指導者登録をできることをRACが認定した事業。
- (3) 指導者登録はRACが作成するRAC指導者名簿に一定の手続きを経て登録されること。
- (4) 指導者登録更新は一定の手続きを経て、登録有効期間を延長すること。

### 第2章 指導者養成を行う団体の名称と種別

(指導者養成を行う団体の種別)

第3条 指導者養成を行う団体は次の通りとする。

- (1) 指導者養成団体
  - 1) 指導者養成事業を実施することができる。
  - 2) 養成された指導者をRAC指導者としてRACに登録することができる。
- (2) 特定指導者養成団体
  - 1) 指導者養成事業を実施することができる。
  - 2) RAC指導者の登録においては指導者養成団体を通して行うことができる。

(指導者養成団体および特定指導者養成団体のための認定手順)

第4条 指導者養成団体および特定指導者養成団体を希望する団体は別に定める様式に従い、申請書を提出し、認定委員会において認定される。

(指導者養成団体および特定指導者養成団体のための認定要件)

第5条 指導者養成団体および特定指導者養成団体の認定要件は別に定める。

### 第3章 指導者養成事業

(指導者養成団体および特定指導者養成団体の指導者養成事業の認定手順)

第6条 指導者養成団体は、別に定める様式に従い申請書を提出し、指導者養成事業認定委員会において認定される。

(指導者養成団体および特定指導者養成団体の指導者養成事業の認定要件)

第7条 指導者養成事業で使用するカリキュラムは『共通カリキュラム一覧』の内容を満たし、事業認定委員会の承認を得たものとする。

2. 移行事業申請においては第7条第1項の他に、『RAC指導者の役割と対象の条件』移行事業対象者の条件を満たすものとする。

#### 第4章 指導者養成団体の行う指導者の登録及び登録更新

(指導者登録の手続き)

第8条 指導者の登録は次の手順で実施するものとする。

- (1) 各指導者養成団体において、実施した養成事業を受講した指導者のうち、別に定める登録要件に適合している登録希望者を一括してRACに申請する。
- (2) 指導者養成団体は登録希望者から徴収した登録手数料を登録手続き時に一括してRACに納入する。
- (3) RACは各指導者養成団体から提出された申請書を確認の上、RAC指導者名簿に登録する。

(指導者登録更新の手続き)

第9条 指導者登録更新は次の手順で行うものとする。

- (1) 指導者養成団体は更新希望者から各団体で用意する申請書と活動歴を登録有効期限の1ヵ月前までに一括してRACに申請する。
- (2) 指導者養成団体は更新希望者から徴収した更新手数料を一括して、手続き時に納入する。
- (3) RACは各指導者団体から提出された申請書を確認の上、RAC活動指導者名簿の更新を行う。

(指導者養成団体および特定指導者養成団体の認定取り消し)

第10条 理事会は指導者養成団体が第5条の条件を満たさない又は指導者養成団体としての業務を十分に遂行できないと判断された場合、指導者養成団体の資格を取り消すことができる。

(指導者登録手数料及び指導者登録更新の手数料)

第11条 RACは徴収した登録手数料及び更新手数料のうち、その一部を指導者養成団体の事務手数料として還元するものとする。

#### 第5章 雑則

(規定の改正)

第12条 本規定の改正は、RAC理事会の審議を経て行うことができる。

付則

- 1 本規定は、平成16年4月1日より施行される。
- 2 本規定は協議会の法人化の伴い、平成18年9月15日に訂正される。



## 指導者養成団体および特定指導者養成団体認定要件に関する細則

### 第1条（総則）

この細則は、川に学ぶ体験活動指導者養成団体および特定指導者養成団体に関する規定第5条に定める指導者養成団体および特定指導者養成団体の認定要件に関する事項を定める。

### 第2条（指導者養成団体および特定指導者養成団体の認定要件）

- (1) 指導者養成団体は次の各項の条件を満たし養成事業認定委員会の承認を得た団体とする。
- 1) 特定非営利活動法人川に学ぶ体験活動協議会（以下RACという。）の会員であること。
  - 2) 指導者養成事業の実施にあたり十分な事務運営能力を有していること。
  - 3) 指導者養成事業の実施にあたり十分な安全教育及び安全管理が実施できること。
  - 4) RACトレーナーを適正に配置できること。
- (2) 特定指導者養成団体は次の各項の条件を満たし養成事業認定委員会の承認を得た団体とする。
- 1) 学校教育法に基づく大学、短期大学、専修学校、各種学校であること。または、自治体、青少年教育施設であること。ただし代表理事が特に認める団体についてはこのかぎりではない。
  - 2) 指導者養成事業の実施にあたり十分な事務運営能力を有していること。
  - 3) 指導者養成事業の実施にあたり十分な安全教育及び安全管理が実施できること。
  - 4) RACトレーナーを適正に配置できること。

### 第3条（細則の改正）

本細則の改正は、認定委員会の審議を経て行うことができる。

### 付則

- 1 本細則は認定委員会の承認を経て、平成16年4月1日より施行される
- 2 本細則は協議会の法人化に伴い、平成18年9月15日に訂正される。

## 川に学ぶ体験活動 トレーナー認定および登録に関する規定

### (総則)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人川に学ぶ体験活動協議会（以下RACという）の定款第5条（3）の定めるところにより、RACトレーナー認定および登録に関する事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この規定でいう用語について各々、次のとおり定義する。

- (1) 指導者養成団体とはRACが認定した、指導者養成事業の実施団体とする。
- (2) 指導者養成事業とはRACが認定した、指導者登録を行うことが可能な事業とする。
- (3) RACトレーナーの認定とはRACが開催するトレーナー研修会に参加し認定されることをいう。
- (4) RACトレーナーの登録とは認定が終了したもので登録の申請ならびに登録料の納付等一定の手続きを経てRACが作成するRAC指導者名簿に登録されることをいう。
- (5) RACトレーナーの登録更新とは一定の手続きを経て、登録有効期間を延長することをいう。

### (名称)

第3条 RACが認定する指導者養成事業を実施する能力（企画、コーディネート、運営、進行）と心構えを有するもので、理事会で認定され一定の手続きを経て登録が終了したものをRACトレーナーと称する。

### (業務)

第4条 RACトレーナーは、以下の指導者養成事業を実施することができる。

- (1) RACリーダー（以下「リーダー」という）
- (2) RACインストラクター（以下「インストラクター」という）
- (3) RACコーディネーター（以下「コーディネーター」という）

### (認定)

第5条 次の各項に該当するものをトレーナーとして認定することができる。

- (1) RACトレーナー研修会に参加し試験に合格し、かつ理事会において承認されたもの。
- (2) RACトレーナー研修会の受講要件は別に定める。

### (登録)

第6条 トレーナーとして認定されたものは、以下の手続きをおこなうことにより登録される。

- (1) RACの付与する登録申請書と活動履歴書の提出
- (2) RACへの登録手数料の納付

### (登録の有効期間)

第7条 RACトレーナーの登録有効期間は、登録年度より翌々年度の3月末日とする。

2. RACトレーナーは9条に定める規定により登録を更新することができる。更新した資格の有効期間は3年間とする。

(登録の終了)

第8条 登録は次の場合、終了するものとする。

- (1) 所定の登録期間が終了し更新が行われない場合。
- (2) 指導者養成団体のコーディネーター登録を終了した場合。
- (3) 本人が登録している指導者養成団体に書面による申し出があった場合。
- (4) 登録している指導者養成団体より書面による申し出があった場合。
- (5) この法人の名誉を著し傷つけるか、またはRACの目的に反する行為をしたとき。

(更新の要件)

第9条 次の条件を満たしたものは、RACの用意する申請書と活動歴および更新手数料を登録有効期限の1ヶ月前までに、RACに提出することにより更新することができる。

- (1) 原則として3年に1回以上リーダー・インストラクター養成事業の企画運営に関わること。
- (2) 更新講習会に参加し修了したものまたは更新講習会の講師を務めたもの。

(登録料)

第10条 登録料および更新料は一人あたり¥9,000(3年間)とし、本人がRACに納入するものとする。

第11条 本規定の改正は、RAC理事会の審議を経て行うことができる。

付則

- 1 本規定は、平成16年4月1日より施行された。
- 2 本規定は協議会の法人化に伴い、平成18年9月15日に改定された。
- 3 本規定は平成21年5月30日に改定された。
- 4 本規定の第4条は、移行期間を経て、平成25年4月1日に改定された。

## 川に学ぶ体験活動協議会 トレーナー研修会の受講要件に関する細則

### 第1条（総則）

この細則は、川に学ぶ体験活動トレーナー認定および登録に関する規定第4条に定めるRACトレーナー研修会の受講要件に関する事項を定める。

### 第2条（RACトレーナー研修会の必要条件）

RACトレーナー研修会受講にあたっては以下の受講要件をすべて満たしていることとする。

- 1) コーディネーターとして登録後2年間の活動実績を有すること。
- 2) 所属団体の指導者養成事業において、企画運営に30日以上関わっていること。
- 3) 活動実績を所属団体が証明できること。
- 4) 所属団体より推薦を受けていること。
- 5) 25歳以上であること。

### 第3条（細則の改正）

本細則の改正は、人材育成部会の審議を経て行うことができる。

### 付則

- 1 本細則は人材育成部の承認を経て、平成16年4月1日より施行される。
- 2 本細則は協議会の法人化に伴い、平成18年9月15日に訂正される。

## 川の体験活動指導者制度におけるOJT細則

### (総則)

第1条 この細則は、川の体験活動指導者制度で規定する実地研修（以下RAC・OJT）に関する事項を定める。

### (RAC・OJTの原則)

第2条 RAC・OJTは各指導者が所属する団体（指導者養成団体）にて行うものとする。

### (対象とするOJT活動)

第3条 RAC・OJTの対象とする活動は下記の通りとする。

- 1) RACリーダー養成講座修了後に実施する活動であること。
- 2) RACがOJT対象プログラムとして認定の活動（以下RAC・OJTプログラム）であること。
- 3) RAC・OJTプログラムのうち、研修時間や講座時間等が明確な活動（レスキュー3・SRT1等）については、RACリーダー養成講座修了前の活動であっても、その半分の時間をRAC・OJTの時間として充当することができる。その場合にもそれぞれの修了証、認定証等の写し、OJT自己評価シート（1日1枚以上）等の記載は必須とする。但し、遡れる期間は修了日・認定日前の5年間までとする。
- 4) 上記に関わらず「RAC・OJTアシストノート」で表示される「OJT最少時間数」は、各クラスの指導者養成講座修了後に実施する活動とする。

### (RAC・OJTの時間計算方法)

第4条 RAC・OJTでは1日を6.5時間として計算する。キャンプ等の運営に宿泊を含めて関わる場合であっても同じとする。

### (RAC・OJTの指導の原則)

第5条 RAC・OJTの指導は原則として指導者養成に関わった担当RACトレーナーが行う。

### (RAC・OJTプログラムの区分)

第7条 RACリーダーのOJTプログラムの区分は下記通りとする。

- ①RAC会員団体の提供する事業
- ②RAC関連講座及びRAC主催事業（例-RAC子ども水辺安全講座）
- ③外部団体の提供する自然体験及び水辺体験活動に関する講座（例-プロジェクトWETエデュケーター講習）

### (外部団体の提供するRAC・OJTプログラムの認定及び手順)

第8条 外部団体の提供する「自然体験及び水辺体験活動に関する講座」は、会員団体から所定の書式にてRACへ推薦のあった場合、RAC事務局にて対象講座の調査を行い、関連資料を添えて人材育成部会にて審査する。

### (RAC・OJTプログラムの例外)

第9条 前条に関わらず「RAC・OJT活動実施団体」として登録された団体の提供する事業もRAC・OJTプログラムとみなす。ただし、当該団体の構成員にRAC指導者が1名以上いることとする。

2) 登録には事前に申請書類(OJTの対象となる活動に掛けている保険の証書、OJTの対象となる活動の概要、団体規約、役員名簿、登録申請に必要な手数料他)を添えてRACへ申請し、承認を受けること。

(細則の改訂)

第10条 本細則の改訂は、人材育成部会の審議を経て行うことができる。

付則

1 本細則は平成26年5月31日より施行される。

## RAC水辺のリスクマネジメント講座に関する規定

### (総則)

第1条 当規定はNPO法人川に学ぶ体験活動協議会（以下当法人）の「川の指導者養成制度」における「RAC水辺のリスクマネジメント講座」の開催の方法について定める。

### (定義)

第2条 「RAC水辺のリスクマネジメント講座」（以下リスクマネジメント講座）とは、「RAC指導者養成ハンドブック」に定める「RAC水辺のリスクマネジメント講座」のカリキュラム（3時間程度）に相当するプログラムを実施する講座とする。

### (講座認定に関する申請方法)

第3条 リスクマネジメント講座を開催する指導者養成団体は、所定の申請様式にて、審査認定スケジュールに基づき、当法人に講座認定の申請を行う。

### (講座開催要件)

第4条 リスクマネジメント講座の開催には、RACの認定する専任講師が主任講師を行うこととする。

### (修了カード等発行に関する手続き)

第5条 リスクマネジメント講座を開催する指導者養成団体は、受講者人数の連絡及び修了カード発行手数料を事前に当法人に送付することで、各専任講師の責任において、修了カード、修了グッズ及び関連資料を講座終了時に各受講者へ配布することができる。その場合講座開催の10日前（土日祝祭日を除く）までに、手数料納付を完了するものとする。

### (修了カード等発行手数料)

第6条 修了カード等は実費程度の必要経費で発行する。修了カード等の発送は当該手数料の納付の確認後、発送する。

### (規定の改正)

第7条 本規定の改正は、理事会の審議を経て行うことができる。

### 付則

1 本規定は平成20年9月1日より施行される

## RAC 水辺のリスクマネジメント講座専任講師認定および登録に関する規定

### 第1章 総則

#### (総則)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人川に学ぶ体験活動協議会（以下RACという）定款第5条（3）の定めるところにより、RAC水辺のリスクマネジメント講座（以下リスクマネジメント講座）専任講師の認定および登録に関する事項を定める。

#### (定義)

第2条 この規定でいう用語について各々、次のとおり定義する。

- (6) 指導者養成団体はRAC指導者養成事業の実施団体として認定された団体。
- (7) 指導者登録はRACが作成するRAC指導者名簿に一定の手続きを経て登録されること。
- (8) 指導者登録更新は一定の手続きを経て、登録有効期間を延長すること。

#### (リスクマネジメント専任講師の名称について)

第3条 RACの認定する「水辺のリスクマネジメント講座」において講師をする能力と心構えを有するものをリスクマネジメント専任講師（以下 専任講師）と称する。

### 第2章 専任講師の認定要件

#### (専任講師の認定要件)

第4条 次の各項に該当するもの専任講師として認定することができる。

- (3) リスクマネジメント講座専任講師養成会に参加し試験に合格し、かつ審査認定委員会において承認されたもの。
- (4) リスクマネジメント講座専任講師養成会の受講要件は別に定める。

#### (専任講師の認定証発行)

第5条 専任講師の認定証の発行手続きは下記の通りとする。

- (1) リスクマネジメント講座専任講師養成会に参加し試験に合格し、かつ審査認定委員会において承認されたもの。
- (2) 専任講師の認定証発行手数料は、一人につき1,000円/枚とする。
- (3) 一旦納入された認定証発行手数料は理由の如何を問わず返却しない。

### 第3章 専任講師の登録および更新

#### (専任講師の登録および更新手続き)

第6条 専任講師の登録有効期間は3ヵ年度とする。

- 2. 登録更新は原則として3ヵ年度に1回以上RACの安全に関する講座に関わること、または、3ヵ年度のうち1回以上RACフォーラムの運営に関わることを条件とする。
- 3. RAC指導者登録期限が過ぎた場合には、専任講師の登録も同時に抹消する。



(登録の有効期間)

第6条 登録有効期間は、登録年度より翌々年度の3月末日とする。

(登録の終了)

第7条 登録は次の場合、終了するものとする。

- (1) 所定の登録期間が終了し更新が行われない場合。
- (2) 指導者養成団体のRAC指導者登録を終了した場合。
- (3) 本人が登録している指導者養成団体に書面による申し出があった場合。
- (4) 登録している指導者養成団体より書面による申し出があった場合。
- (5) この法人の名誉を著し傷つけるか、またはRACの目的に反する行為をしたとき。

第8条 本規定の改正は、RAC理事会の審議を経て行うことができる。

付則

5 本規定は平成20年9月1日より施行される。

## RAC水辺のリスクマネジメント講座専任講師養成講座受講要件に関する細則

### 第1条（総則）

この細則は、RAC水辺のリスクマネジメント講座講師認定および登録に関する規定第4条に定めるリスクマネジメント講座講師養成講座の受講要件に関する事項を定める。

### 第2条（リスクマネジメント講座講師養成講座受講の必要条件）

RACリスクマネジメント講座講師養成講座受講にあたっては以下の受講要件をすべて満たしていることとする。

- 1) 満20歳以上であること。
- 2) RACインストラクター（旧1種・以下同じ）以上の資格を有していること、または、RACリーダーとして水辺での体験活動の経験を10日以上有し、且つRAC所定の活動記録を提出できること（RACインストラクター以上の登録者は不要）。
- 3) 受講に必要な費用を事前に納付していること。

### 第3条（細則の改正）

本細則の改正は、人材育成部会の審議を経て行うことができる。

### 付則

- 1 本細則は平成20年9月1日より施行される。

## RAC水辺のレスキュー講習会に関する規定

(総則)

第1条 当規定はNPO法人川に学ぶ体験活動協議会（以下当法人）の「川の指導者養成制度」における「RAC水辺のレスキュー講習会」の開催の方法について定める。

(定義)

第2条 「RAC水辺のレスキュー講習会」（以下レスキュー講習会）とは、「RAC指導者養成ハンドブック」に定める「RAC水辺のレスキュー講習会」のカリキュラム（5時間程度）に相当するプログラムを実施する講座とする。

(講座認定に関する申請方法)

第3条 レスキュー講習会を開催する指導者養成団体は、所定の申請様式にて、審査認定スケジュールに基づき、当法人に講座認定の申請を行う。

(講座開催要件)

第4条 レスキュー講習会の開催には、RACの認定するレスキュー専任講師が主任講師を行うこととする。

(修了カード等発行に関する手続き)

第5条 レスキュー講習会の修了者に発行するカード発行手数料は原則として無料とする。ただし、受講者から保険料の名目以外で受講料等を徴収する場合、1人500円の修了登録費を講座修了報告時にRACの指定する口座へ振り込むものとする。その他事業と併せて開催する場合にその他事業で受講料等を徴収した場合も上記と同じと看做す。

2. 修了証を発行した受講者名簿及び受講票等は講座開催後1ヶ月以内に所定の講座修了報告書類と併せてRACへ提出しなければならない。
3. 修了書および配布資料はRACのHPよりダウンロードし各団体の責任において配布する。

(規定の改正)

第6条 本規定の改正は、理事会の審議を経て行うことができる。

付則

- 1 本規定は平成21年5月30日より施行される

## RAC水辺のレスキュー講習講師養成会に関する規定

(総則)

第1条 当規定はNPO法人川に学ぶ体験活動協議会（以下当法人）の「川の指導者養成制度」における「RAC水辺のレスキュー講習講師養成会」の開催の方法について定める。

(定義)

第2条 「RAC水辺のレスキュー講習講師養成会」（以下レスキュー専任講師養成会）とは、「RAC指導者養成ハンドブック」に定める「RAC水辺のレスキュー講習講師養成会」のカリキュラム（5時間程度）に相当するプログラムを実施する講座とする。

(講座認定に関する申請方法)

第3条 レスキュー講習講師養成会を開催する指導者養成団体は、所定の申請様式にて、審査認定スケジュールに基づき、当法人に講座認定の申請を行う。

(講座開催要件)

第4条 レスキュー講習講師養成会の開催には、RACの認定するレスキュー講習会マスター講師が講師を行うこととする。

2. レスキュー講習講師養成会はRACが主催団体となり、当該指導者養成団体は主管団体とする。
3. 当該主管団体は講座開催の際には保険（傷害保険、賠償責任保険）に入らなければならない。

(認定証等発行に関する手続き)

第5条 レスキュー講習講師養成会の受講及び認定料は10,000円とし、RACへ納入する。

2. 受講者名簿及び受講票等は講座開催後1ヶ月以内に所定の講座修了報告書類と併せてRACへ提出しなければならない。
3. 講座に必要な配布資料はRACのHPよりダウンロードし各主管団体の責任において配布する。
4. 講座開催に必要な経費は別に定める条件に基づきRACより支出する。

(規定の改正)

第6条 本規定の改正は、理事会の審議を経て行うことができる。

付則

- 1 本規定は平成21年5月30日より施行される

## RAC 水辺のレスキュー講習会専任講師認定および登録に関する規定

### 第1章 総則

#### (総則)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人川に学ぶ体験活動協議会（以下RACという）定款第5条（3）の定めるところにより、RAC水辺のレスキュー講習会（以下レスキュー講習会）講師の認定および登録に関する事項を定める。

#### (定義)

第2条 この規定でいう用語について各々、次のとおり定義する。

- （1）指導者養成団体はRAC指導者養成事業の実施団体として認定された団体。
- （2）指導者登録はRACが作成するRAC指導者名簿に一定の手続きを経て登録されること。
- （3）指導者登録更新は一定の手続きを経て、登録有効期間を更新すること。

#### (レスキュー講習会講師の名称について)

第3条 RACの認定する「水辺のレスキュー講習会」において講師をする能力と心構えを有するものをRAC水辺のレスキュー講習会講師（以下 レスキュー専任講師）と称する。

### 第2章 レスキュー専任講師の認定要件

#### (レスキュー専任講師の認定要件)

第4条 次の各項に該当するものをレスキュー専任講師として認定することができる。

- （1）レスキュー講習会講師養成会に参加し試験に合格し、かつ審査認定委員会において承認されたもの。
- （2）レスキュー講習会講師養成会の受講要件及び認定要件は別に定める。

#### (レスキュー専任講師の認定証発行)

第5条 レスキューの認定証の発行手続きは下記の通りとする。

- （1）レスキュー講習会講師養成会に参加し試験に合格し、かつ審査認定委員会において承認されたもの。
- （2）レスキュー専任講師の認定証発行手数料は、一人につき1,000円/枚とする。
- （3）一旦納入された認定証発行手数料は理由の如何を問わず返却しない。

### 第3章 レスキュー専任講師の登録および更新

#### (レスキュー専任講師の登録および更新手続き)

第6条 レスキュー専任講師の登録有効期間は3カ年度とする。

2. 登録更新は原則として3カ年度に1回以上RACの安全に関する講座に関わること、または、3カ年度のうち1回以上RACフォーラムの運営に関わることを条件とする。
3. RAC指導者登録期限が過ぎた場合には、レスキュー専任講師の登録も同時に抹消する。

(登録の有効期間)

第6条 登録有効期間は、登録年度より翌々年度の3月末日とする。

(登録の終了)

第7条 登録は次の場合、終了するものとする。

- (1) 所定の登録期間が終了し更新が行われない場合。
- (2) 指導者養成団体のRAC指導者登録を終了した場合。
- (3) 本人が登録している指導者養成団体に書面による申し出があった場合。
- (4) 登録している指導者養成団体より書面による申し出があった場合。
- (5) この法人の名誉を著し傷つけるか、またはRACの目的に反する行為をしたとき。

第8条 本規定の改正は、RAC理事会の審議を経て行うことができる。

付則

- 1 本規定は平成21年5月30日より施行される。

## RAC水辺のレスキュー講習会講師養成講座受講要件および認定に関する細則

### 第1条（総則）

この細則は、RAC水辺のレスキュー講習会認定および登録に関する規定第4条に定めるレスキュー講習会養成講座の受講要件に関する事項を定める。

### 第2条（レスキュー講習会養成講座受講の必要条件）

RACレスキュー講習会養成講座受講にあたっては以下の受講要件をすべて満たしていることとする。

- 1) 満20歳以上であること。
- 2) RACインストラクター（旧1種-以下同じ）以上の資格を有していること、または、RACリーダーとして水辺での体験活動の経験を2年以上かつ20日以上有し、且つRAC所定の活動記録を提出できること（RACインストラクター以上の登録者は不要）。
- 3) 受講に必要な費用を事前に納付していること。

### 第3条（レスキュー講習会講師認定の必要条件）

RACレスキュー講習会講師認定にあたっては以下の認定要件をすべて満たしていることとする。

- 1) 講習に必要な泳力を有する
  - ①流水でエディーイン・アウトができる
  - ②2級の瀬でフェリーグライドスイムができる
- 2) レスキュー3 SRT-1資格保持者と同等の能力を有することが望ましい。

### 第4条（細則の改正）

本細則の改正は、人材育成部会の審議を経て行うことができる。

### 付則

- 1 本細則は平成21年5月30日より施行される。

## RAC水辺のファーストエイド講習会に関する規定

(総則)

第1条 当規定はNPO法人川に学ぶ体験活動協議会（以下当法人）の「川の指導者養成制度」における「RAC水辺のファーストエイド講習会」の開催の方法について定める。

(定義)

第2条 「RAC水辺のファーストエイド講習会」（以下ファーストエイド講習会）とは、「RAC指導者養成ハンドブック」に定める「RAC水辺のファーストエイド講習会」のカリキュラム（5時間程度）に相当するプログラムを実施する講座とする。

(講座認定に関する申請方法)

第3条 ファーストエイド講習会を開催する指導者養成団体は、所定の申請様式にて、審査認定スケジュールに基づき、当法人に講座認定の申請を行う。

(講座開催要件)

第4条 ファーストエイド講習会の開催には、RACの認定する水辺のファーストエイド専任講師が主任講師を行うこととする。

(修了カード等発行に関する手続き)

第5条 ファーストエイド講習会の修了者に発行するカード発行手数料は原則として無料とする。ただし、受講者から保険料の名目以外で受講料等を徴収する場合、1人500円の修了登録費を講座修了報告時にRACの指定する口座へ振り込むものとする。その他事業と併せて開催する場合にその他事業で受講料等を徴収した場合も上記と同じと看做す。

2. 修了証を発行した受講者名簿及び受講票等は講座開催後1ヶ月以内に所定の講座修了報告書類と併せてRACへ提出しなければならない。

3. 修了書および配布資料はRACのHPよりダウンロードし各団体の責任において配布する。

(規定の改正)

第6条 本規定の改正は、理事会の審議を経て行うことができる。

付則

1 本規定は平成24年5月30日より施行される



## RAC水辺のファーストエイド講習・講師養成会に関する規定

### (総則)

第1条 当規定はNPO法人川に学ぶ体験活動協議会（以下当法人）の「川の指導者養成制度」における「RAC水辺のファーストエイド講習・講師養成会」の開催の方法について定める。

### (定義)

第2条 「RAC水辺のファーストエイド講習・講師養成会」（以下水辺のファーストエイド専任講師養成会）とは、「RAC指導者養成ハンドブック」に定める「RAC水辺のファーストエイド講習講師養成会」のカリキュラム（5時間程度）に相当するプログラムを実施する講座とする。

### (講座認定に関する申請方法)

第3条 水辺のファーストエイド専任講師養成会を開催する指導者養成団体は、所定の申請様式にて、審査認定スケジュールに基づき、当法人に講座認定の申請を行う。

### (講座開催要件)

第4条 ファーストエイド専任講師養成会の開催には、RACの認定するファーストエイド講習会マスター講師が講師を行うこととする。

1. ファーストエイド専任講師養成会はRACが主催団体となり、当該指導者養成団体は主管団体とする。
2. 当該主管団体は講座開催の際には保険（傷害保険、賠償責任保険）に入らなければならない。

### (認定証等発行に関する手続き)

第5条 ファーストエイド専任講師認定料は10,000円とし、RACへ納入する。

2. 受講者名簿及び受講票等は講座開催後1ヶ月以内に所定の講座修了報告書類と併せてRACへ提出しなければならない。
3. 講座に必要な配布資料はRACのHPよりダウンロードし各主管団体の責任において配布する。
4. 講座開催に必要な経費は別に定める条件に基づきRACより支出する。

### (規定の改正)

第6条 本規定の改正は、理事会の審議を経て行うことができる。

### 付則

- 1 本規定は平成24年5月30日より施行される

## RAC 水辺のファーストエイド講習会・専任講師認定および登録に関する規定

### 第1章 総則

#### (総則)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人川に学ぶ体験活動協議会（以下RACという）定款第5条（3）の定めるところにより、RAC水辺のファーストエイド講習会（以下ファーストエイド講習会）講師の認定および登録に関する事項を定める。

#### (定義)

第2条 この規定でいう用語について各々、次のとおり定義する。

- (1) 指導者養成団体はRAC指導者養成事業の実施団体として認定された団体。
- (2) 指導者登録はRACが作成するRAC指導者名簿に一定の手続きを経て登録されること。
- (3) 指導者登録更新は一定の手続きを経て、登録有効期間を更新すること。

#### (ファーストエイド講習会・講師の名称について)

第3条 RACの認定する「水辺のファーストエイド講習会」において講師をする能力と心構えを有するものをRAC水辺のファーストエイド講習会講師（以下 水辺のファーストエイド専任講師）と称する。

### 第2章 水辺のファーストエイド専任講師の認定要件

#### (水辺のファーストエイド専任講師の認定要件)

第4条 次の各項に該当するものをファーストエイド専任講師として認定することができる。

- (1) 水辺のファーストエイド専任講師養成会に参加し試験に合格し、かつ審査認定委員会において承認されたもの。
- (2) 水辺のファーストエイド専任講師養成会の受講要件及び認定要件は別に定める。

#### (水辺のファーストエイド専任講師の認定証発行)

第5条 水辺のファーストエイドの認定証の発行手続きは下記の通りとする。

- (1) 水辺のファーストエイド専任講師養成会に参加し試験に合格し、かつ審査認定委員会において承認されたもの。
- (2) ファーストエイド専任講師の認定証発行手数料は、一人につき1,000円/枚とする。
- (3) 一旦納入された認定証発行手数料は理由の如何を問わず返却しない。

### 第3章 水辺のファーストエイド専任講師の登録および更新

#### (水辺のファーストエイド専任講師の登録および更新手続き)

第6条 水辺のファーストエイド専任講師の登録有効期間は3ヵ年度とする。

2. 登録更新は原則として3ヵ年度に1回以上RACの安全に関する講座に関わること、または、3ヵ年度のうち1回以上RACフォーラムの運営に関わることを条件とする。

3. RAC指導者登録期限が過ぎた場合には、水辺のファーストエイド専任講師の登録も同時に抹消する。

(登録の有効期間)

第7条 登録有効期間は、登録年度より翌々年度の3月末日とする。

(登録の終了)

第8条 登録は次の場合、終了するものとする。

- (1) 所定の登録期間が終了し更新が行われない場合。
- (2) 指導者養成団体のRAC指導者登録を終了した場合。
- (3) 本人が登録している指導者養成団体に書面による申し出があった場合。
- (4) 登録している指導者養成団体より書面による申し出があった場合。
- (5) この法人の名誉を著し傷つけるか、またはRACの目的に反する行為をしたとき。

第9条 本規定の改正は、RAC理事会の審議を経て行うことができる。

付則

- 1 本規定は平成24年5月30日より施行される。

## RAC水辺のファーストエイド講習会・講師養成講座受講要件および認定に関する細則

### 第1条（総則）

この細則は、RAC水辺のファーストエイド講習会認定および登録に関する規定第4条に定める水辺のファーストエイド専任講師養成会の受講要件に関する事項を定める。

### 第2条（水辺のファーストエイド専任講師養成会受講の必要条件）

水辺のファーストエイド専任講師養成会受講にあたっては以下の受講要件をすべて満たしていることとする。

- 1) 満20歳以上であること。
- 2) RACインストラクター（旧1種・以下同じ）以上の資格を有していること、または、RACリーダーとして水辺での体験活動の経験を2年以上かつ20日以上有し、且つRAC所定の活動記録を提出できること（RACインストラクター以上の登録者は不要）。
- 3) 医療従事者（医師、看護師等）であるか、2日間以上の野外救急法（ウィルダネスファーストエイド）講習を修了し、それを証明できること。
- 4) 受講に必要な費用を事前に納付していること。

### 第3条（水辺のファーストエイド専任講師認定の必要条件）

RACファーストエイド講習会講師認定にあたっては以下の認定要件をすべて満たしていることとする。

- 1) 講習に必要な野外活動におけるファーストエイドの能力を有すること。

### 第4条（細則の改正）

本細則の改正は、人材育成部会の審議を経て行うことができる。

### 付則

- 3 本細則は平成24年5月30日より施行される。

## RACレスキュー・インストラクター講習会に関する規定

(総則)

第1条 当規定はNPO法人川に学ぶ体験活動協議会（以下当法人）の「川の指導者養成制度」における「RACレスキュー・インストラクター講習会」の開催の方法について定める。

(定義)

第2条 「RACレスキュー・インストラクター講習会」（以下レスキュー・インストラクター講習会）とは、「RAC指導者養成ハンドブック」に定める「RAC水辺のレスキュー・インストラクター講習会」のカリキュラム（8時間程度）に相当するプログラムを実施する講座とする。

(講座認定に関する申請方法)

第3条 レスキュー・インストラクター講習会を開催する指導者養成団体は、所定の申請様式にて、審査認定スケジュールに基づき、当法人に講座認定の申請を行う。

(講座開催要件)

第4条 レスキュー・インストラクター講習会の開催には、RACの認定するレスキュー・インストラクター専任講師が主任講師を行うこととする。

(受講および修了カード等発行に関する手続き)

第5条 レスキュー・インストラクター講習会の受講料は原則10,000円とする。

2. 修了証を発行した受講者名簿及び受講票等は講座開催後1ヶ月以内に所定の講座修了報告書類と併せてRACへ提出しなければならない。講座修了認定に際して1人につき1,500円の修了証発行料をRACへ納入する。

3. 修了書および配布資料はRACのHPよりダウンロードし各団体の責任において配布する。

(規定の改正)

第6条 本規定の改正は、理事会の審議を経て行うことができる。

付則

1 本規定は平成29年4月1日より施行される

## RACレスキュー・インストラクター講習講師養成会に関する規定

(総則)

第1条 当規定はNPO法人川に学ぶ体験活動協議会（以下当法人）の「川の指導者養成制度」における「RACレスキュー・インストラクター講習講師養成会」の開催の方法について定める。

(定義)

第2条 「RACレスキュー・インストラクター講習講師養成会」（以下レスキュー・インストラクター専任講師養成会）とは、「RAC指導者養成ハンドブック」に定める「RACレスキュー・インストラクター講習講師養成会」のカリキュラム（8時間程度）に相当するプログラムを実施する講座とする。

(講座認定に関する申請方法)

第3条 レスキュー・インストラクター講習講師養成会を開催する指導者養成団体は、所定の申請様式にて、審査認定スケジュールに基づき、当法人に講座認定の申請を行う。

(講座開催要件)

第4条 レスキュー・インストラクター講習講師養成会の開催には、RACの認定するレスキュー・インストラクター講習会マスター講師が原則として2名以上で講師を行うこととする。なお、講師のうち1名は専任講師でも可能とする。

4. レスキュー・インストラクター講習講師養成会はRACが主催団体となり、当該指導者養成団体は主管団体とする。
5. 当該主管団体は講座開催の際には保険（傷害保険、賠償責任保険）に入らなければならない。

(認定証等発行に関する手続き)

第5条 レスキュー・インストラクター講習講師養成会の受講及び認定料は10,000円とし、RACへ納入する。

2. 受講者名簿及び受講票等は講座開催後1ヶ月以内に所定の講座修了報告書類と併せてRACへ提出しなければならない。
3. 講座に必要な配布資料はRACのHPよりダウンロードし各主管団体の責任において配布する。
4. 講座開催に必要な経費は別に定める条件に基づきRACより支出する。

(規定の改正)

第6条 本規定の改正は、理事会の審議を経て行うことができる。

付則

- 1 本規定は平成29年4月1日より施行される

## RAC レスキュー・インストラクター講習会専任講師認定および登録に関する規定

### 第3章 総則

#### (総則)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人川に学ぶ体験活動協議会（以下RACという）定款第5条（3）の定めるところにより、RACレスキュー・インストラクター講習会（以下レスキュー・インストラクター講習会）講師の認定および登録に関する事項を定める。

#### (定義)

第2条 この規定でいう用語について各々、次のとおり定義する。

- (4) 指導者養成団体はRAC指導者養成事業の実施団体として認定された団体。
- (5) 指導者登録はRACが作成するRAC指導者名簿に一定の手続きを経て登録されること。
- (6) 指導者登録更新は一定の手続きを経て、登録有効期間を更新すること。

#### (レスキュー・インストラクター講習会講師の名称について)

第3条 RACの認定する「水辺のレスキュー・インストラクター講習会」において講師をする能力と心構えを有するものをRAC水辺のレスキュー・インストラクター講習会講師（以下レスキュー・インストラクター専任講師）と称する。

### 第4章 レスキュー・インストラクター専任講師の認定要件

#### (レスキュー・インストラクター専任講師の認定要件)

第4条 次の各項に該当するものをレスキュー・インストラクター専任講師として認定することができる。

- (1) レスキュー・インストラクター講習会講師養成会に参加し試験に合格し、かつ審査認定委員会において承認されたもの。
- (3) レスキュー・インストラクター講習会講師養成会の受講要件及び認定要件は別に定める。

#### (レスキュー・インストラクター専任講師の認定証発行)

第5条 レスキュー・インストラクターの認定証の発行手続きは下記の通りとする。

- (1) レスキュー・インストラクター講習会講師養成会に参加し試験に合格し、かつ審査認定委員会において承認されたもの。
- (2) レスキュー・インストラクター専任講師の認定証再発行手数料は、一人につき1,000円/枚とする。
- (3) 一旦納入された認定証発行手数料は理由の如何を問わず返却しない。

### 第3章 レスキュー・インストラクター専任講師の登録および更新

#### (レスキュー・インストラクター専任講師の登録および更新手続き)

第6条 レスキュー・インストラクター専任講師の登録有効期間は3カ年度とする。

2. 登録更新は原則として3ヵ年度に1回以上RACの安全に関する講座に関わること、または、3ヵ年度のうち1回以上RACフォーラムの運営に関わることを条件とする。
3. RAC指導者登録期限が過ぎた場合には、レスキュー・インストラクター専任講師の登録も同時に抹消する。

(登録の有効期間)

第6条 登録有効期間は、登録年度より翌々年度の3月末日とする。

(登録の終了)

第7条 登録は次の場合、終了するものとする。

- (6) 所定の登録期間が終了し更新が行われない場合。
- (7) 指導者養成団体のRAC指導者登録を終了した場合。
- (8) 本人が登録している指導者養成団体に書面による申し出があった場合。
- (9) 登録している指導者養成団体より書面による申し出があった場合。
- (10) この法人の名誉を著し傷つけるか、またはRACの目的に反する行為をしたとき。

第8条 本規定の改正は、RAC理事会の審議を経て行うことができる。

付則

- 2 本規定は平成29年4月1日より施行される。



## RACレスキュー・インストラクター講習会講師養成講座受講要件および認定に関する細則

### 第1条（総則）

この細則は、レスキュー・インストラクター講習会認定および登録に関する規定第4条に定めるレスキュー・インストラクター講習会養成講座の受講要件に関する事項を定める。

### 第2条（レスキュー・インストラクター講習会養成講座受講の必要条件）

RACレスキュー・インストラクター講習会養成講座受講にあたっては以下の受講要件をすべて満たしていることとする。

- 1) 満20歳以上であること。
- 2) RACインストラクター（旧1種-以下同じ）以上の資格を有していること、または、RACリーダーとして水辺での体験活動の経験を2年以上かつ20日以上有し、且つRAC所定の活動記録を提出できること（RACインストラクター以上の登録者は不要）。
- 3) 受講に必要な費用を事前に納付していること。

### 第3条（レスキュー・インストラクター講習会講師認定の必要条件）

RACレスキュー・インストラクター講習会講師認定にあたっては以下の認定要件をすべて満たしていることとする。

- 1) 講習に必要な泳力等を有する
  - ①流水でエディーイン・アウト、牽引ができる
  - ②2級の瀬でフェリーグライドスイムができる
  - ③2級の瀬でスローバックレスキューができる
  - ③救助に必要なロープワーク、搬送ができる
- 2) レスキュー・インストラクター3 SRT-1資格保持者と同等の能力を有することが望ましい。

### 第4条（細則の改正）

本細則の改正は、人材育成部会の審議を経て行うことができる。

### 付則

- 2 本細則は平成29年4月1日より施行される。

## Eボート指導者講習会に関する規定

(総則)

第1条 当規定はNPO法人川に学ぶ体験活動協議会（以下当法人）の「川の指導者養成制度」における「Eボート指導者講習会」の開催の方法について定める。

(定義)

第2条 「Eボート指導者講習会」（以下Eボート講習会）とは、「RAC指導者養成ハンドブック」に定める「Eボート指導者講習会」のカリキュラム（5時間程度）に相当するプログラムを実施する講座とする。

(講座認定に関する申請方法)

第3条 Eボート講習会を開催する指導者養成団体は、所定の申請様式にて、審査認定スケジュールに基づき、当法人に講座認定の申請を行う。

(講座開催要件)

第4条 Eボート講習会の開催には、RACの認定するEボート専任講師が主任講師を行うこととする。

(講座受講要件)

第5条 Eボート講習会は原則として、RACリーダー講座修了者、若しくはそれと同程度の水辺体験活動に関する危険個所把握能力を有することとする。

(修了カード等発行に関する手続き)

第6条 Eボート講習会の修了者に専任講師の責任において仮修了カードを発行できる。  
2. 仮修了カードを発行した受講者名簿及び受講票等は講座開催後1ヶ月以内に所定の講座修了報告書類と併せてRACへ提出しなければならない。  
3. 仮修了カードおよび配布資料はRACのHPよりダウンロードし各団体の責任において配布する。  
4. 正式な修了証の発行は、主管団体から提出された講座修了報告書類の審査を経て、RACより一括して主管団体へ発送する。なお修了証発行及び登録手数料は一人につき3,000円/枚とし、RACへ納入する。

(規定の改正)

第7条 本規定の改正は、理事会の審議を経て行うことができる。

付則

- 1 本規定は平成22年5月22日より施行される
- 2 第5条は平成26年5月31日に追加される

## Eボート指導者講習 専任講師養成会に関する規定

(総則)

第1条 当規定はNPO法人川に学ぶ体験活動協議会（以下当法人）の「川の指導者養成制度」における「Eボート指導者講習 専任講師養成会」の開催の方法について定める。

(定義)

第2条 「Eボート指導者講習 専任講師養成会」（以下Eボート専任講師養成会）とは、「RAC指導者養成ハンドブック」に定める「RAC Eボート指導者講習 専任講師養成会」のカリキュラム（5時間程度）に相当するプログラムを実施する講座とする。

(講座認定に関する申請方法)

第3条 Eボート専任講師養成会を開催する指導者養成団体は、所定の申請様式にて、審査認定スケジュールに基づき、当法人に講座認定の申請を行う。

(講座開催要件)

第4条 Eボート専任講師養成会の開催には、RACの認定するEボート講習会マスター講師が講師を行うこととする。

2. Eボート専任講師養成会はRACが主催団体となり、当該指導者養成団体は主管団体とする。
3. 当該主管団体は講座開催の際には保険（傷害保険、賠償責任保険）に入らなければならない。
4. 講座開催に必要な経費は別に定める条件に基づき、原則として受講料の範囲内でRACより支出する。
5. 受講料は主管団体と協議の上、別途定める。

(認定証等発行に関する手続き)

第5条 Eボート専任講師の登録料は10,000円としRACへ納入する。

2. 受講者名簿及び受講票等は講座開催後1ヶ月以内に所定の講座修了報告書類と併せてRACへ提出しなければならない。
3. 講座に必要な配布資料はRACのHPよりダウンロードし各主管団体の責任において配布する。

(規定の改正)

第6条 本規定の改正は、理事会の審議を経て行うことができる。

付則

- 1 本規定は平成22年5月22日より施行される

## Eボート専任講師認定および登録に関する規定

### 第5章 総則

#### (総則)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人川に学ぶ体験活動協議会（以下RACという）定款第5条（3）の定めるところにより、Eボート指導者講習会の専任講師の認定および登録に関する事項を定める。

#### (定義)

第2条 この規定でいう用語について各々、次のとおり定義する。

- (1) 指導者養成団体はRAC指導者養成事業の実施団体として認定された団体。
- (2) 指導者登録はRACが作成するRAC指導者名簿に一定の手続きを経て登録されること。
- (3) 指導者登録更新は一定の手続きを経て、登録有効期間を更新すること。

#### (Eボート指導者講習会講師の名称について)

第3条 RACの認定する「Eボート指導者講習会」において講師をする能力と心構えを有するものをEボート専任講師（以下 Eボート専任講師）と称する。

### 第6章 Eボート専任講師の認定要件

#### (Eボート専任講師の認定要件)

第4条 次の各項に該当するものをEボート専任講師として認定することができる。

- (1) Eボート専任講師養成会に参加し試験に合格し、かつ審査認定委員会において承認されたもの。
- (2) Eボート専任講師養成会の受講要件及び認定要件は別に定める。

#### (Eボート専任講師の認定証発行)

第5条 Eボート専任講師の認定証の発行手続きは下記の通りとする。

- (1) Eボート専任講師養成会に参加し試験に合格し、かつ審査認定委員会において承認されたもの。
- (2) Eボート専任講師の認定証発行手数料は登録料に含まれるものとする。但し再発行が必要な場合、一人につき1,000円/枚とする。
- (3) 一旦納入された認定証発行手数料は理由の如何を問わず返却しない。

### 第3章 Eボート専任講師の登録および更新

#### (Eボート専任講師の登録および更新手続き)

第6条 Eボート専任講師の登録有効期間は3ヵ年度とする。

2. 登録更新は原則として3ヵ年度に1回以上RACの安全に関する講座に関わること、または、3ヵ年度のうち1回以上RACフォーラムの運営に関わることを条件とする。

3. RAC指導者登録期限が過ぎた場合には、Eポート専任講師の登録も同時に抹消する。

(登録の有効期間)

第7条 登録有効期間は、登録年度より翌々年度の3月末日とする。

(登録の終了)

第8条 登録は次の場合、終了するものとする。

- (1) 所定の登録期間が終了し更新条件が満たされない場合。
- (2) 指導者養成団体のRAC指導者登録を終了した場合。
- (3) 本人が登録している指導者養成団体に本人より書面による申し出があった場合。
- (4) 登録している指導者養成団体より書面による申し出があった場合。
- (5) この法人の名誉を著しく傷つけるか、またはRACの目的に反する行為をしたとき。

第9条 本規定の改正は、RAC理事会の審議を経て行うことができる。

付則

- 1 本規定は平成22年5月22日より施行される。

## Eボート専任講師養成会受講要件および認定に関する細則

### 第1条（総則）

この細則は、Eボート指導者講習会認定および登録に関する規定第4条に定めるRAC Eボート専任講師養成会の受講要件に関する事項を定める。

### 第2条（Eボート専任講師養成会受講の必要条件）

RAC Eボート専任講師養成会受講にあたっては以下の受講要件をすべて満たしていることとする。

- 1) 満20歳以上であること。
- 2) RACインストラクター（旧1種・以下同じ）以上の資格を有していること、または、RACリーダーとして水辺での体験活動の経験を2年以上かつ20日以上有し、且つRAC所定の活動記録を提出できること（RACインストラクター以上の登録者は不要）。またはNPO法人地域交流センターより上記と同程度の能力を有すると推薦され、所定の申請書類を提出できること。
- 3) 受講に必要な費用を事前に納付していること。

### 第3条（Eボート専任講師認定の必要条件）

Eボート専任講師認定にあたっては以下の認定要件をすべて満たしていることとする。

- 1) 講習に必要な操船技術を有する
  - ①流水でエディーイン・アウトができる
  - ②2級の瀬でフェリーグライドができる
  - ③フリップリカバリーをチームでできる
- 2) 日本セーフティカヌーイング協会認定のインストラクターと同等の能力を有することが望ましい。
- 3) Eボート指導者講習を修了した人
- 4) 下記のうち一つ以上の船に関する操船技術を有していること。
  - ①Eボート
  - ②カヌー
  - ③カヤック
  - ④ラフティングボート
- 5) 川の流れの知識を有していること。
  - ①川の危険個所について
  - ②川の流れの構造について
- 6) 静水域での風と波の知識を有していること。
- 7) 川でのレスキュー技術（ボートレスキュー技術含む）を有していること。
- 8) Eボートに関する知識を有していること。

### 第4条（細則の改正）

本細則の改正は、人材育成部会の審議を経て行うことができる。

### 付則

- 1 本細則は平成22年5月22日より施行される。
- 2 第3条3)～8)は平成28年5月に追加される。

## RAC水辺の生きもの講習会に関する規定

### (総則)

第1条 当規定はNPO法人川に学ぶ体験活動協議会（以下当法人）の「川の指導者養成制度」における「RAC水辺の生きもの講習会」の開催の方法について定める。

### (定義)

第2条 「RAC水辺の生きもの講習会」（以下生きもの講習会）とは、「RAC指導者養成ハンドブック」に定める「RAC水辺の生きもの講習会」のカリキュラム（3時間程度）に相当するプログラムを実施する講座とする。

### (講座認定に関する申請方法)

第3条 生きもの講習会を開催する指導者養成団体は、所定の申請様式にて、審査認定スケジュールに基づき、当法人に講座認定の申請を行う。

### (講座開催要件)

第4条 生きもの講習会の開催には、RACの認定する生きもの専任講師が主任講師を行うこととする。

### (修了カード等発行に関する手続き)

第5条 生きもの講習会の修了者に発行するカード発行手数料は原則として無料とする。ただし、受講者から保険料の名目以外で受講料等を徴収する場合、1人2,000円の修了登録費を講座修了報告時にRACの指定する口座へ振り込むものとする。その他事業と併せて開催する場合にその他事業で受講料等を徴収した場合も上記と同じと看做す。

2. 修了証を発行した受講者名簿及び受講票等は講座開催後1ヶ月以内に所定の講座修了報告書類と併せてRACへ提出しなければならない。
3. 修了書および配布資料はRACのHPよりダウンロードし各団体の責任において配布する。

### (規定の改正)

第6条 本規定の改正は、理事会の審議を経て行うことができる。

### 付則

- 1 本規定は平成26年5月31日より施行される

## RAC水辺の生きもの講習の専任講師養成会に関する規定

(総則)

第1条 当規定はNPO法人川に学ぶ体験活動協議会（以下当法人）の「川の指導者養成制度」における「RAC水辺の生きもの講習の専任講師養成会」の開催の方法について定める。

(定義)

第2条 「RAC水辺の生きもの講習の専任講師養成会」（以下生きもの専任講師養成会）とは、「RAC指導者養成ハンドブック」に定める「RAC水辺の生きもの講習会」のカリキュラム（3時間程度）に相当するプログラムを指導的立場で実施する講座とする。

(講座認定に関する申請方法)

第3条 生きもの講習講師養成会を開催する指導者養成団体は、所定の申請様式にて、審査認定スケジュールに基づき、当法人に講座認定の申請を行う。

(講座開催要件)

第4条 生きもの専任講師養成会の開催には、RACの認定する生きもの講習会マスター講師が講師を行うこととする。

6. 生きもの専任講師養成会はRACが主催団体となり、当該指導者養成団体は主管団体とする。
7. 当該主管団体は講座開催の際には保険（傷害保険、賠償責任保険）に入らなければならない。

(認定証等発行に関する手続き)

第5条 生きもの専任講師養成会の受講及び認定料は10,000円とし、RACへ納入する。

2. 受講者名簿及び受講票等は講座開催後1ヶ月以内に所定の講座修了報告書類と併せてRACへ提出しなければならない。
3. 講座に必要な配布資料はRACのHPよりダウンロードし各主管団体の責任において配布する。
4. 講座開催に必要な経費は別に定める条件に基づきRACより支出する。

(規定の改正)

第6条 本規定の改正は、理事会の審議を経て行うことができる。

付則

- 1 本規定は平成26年5月31日より施行される



## RAC 水辺の生きもの講習会専任講師認定および登録に関する規定

### 第1章 総則

#### (総則)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人川に学ぶ体験活動協議会（以下RACという）定款第5条（3）の定めるところにより、RAC水辺の生きもの講習会（以下生きもの講習会）講師の認定および登録に関する事項を定める。

#### (定義)

第2条 この規定でいう用語について各々、次のとおり定義する。

- （1）指導者養成団体はRAC指導者養成事業の実施団体として認定された団体。
- （2）指導者登録はRACが作成するRAC指導者名簿に一定の手続きを経て登録されること。
- （3）指導者登録更新は一定の手続きを経て、登録有効期間を更新すること。

#### (生きもの講習会講師の名称について)

第3条 RACの認定する「水辺の生きもの講習会」において講師をする能力と心構えを有するものをRAC水辺の生きもの講習会講師（以下 生きもの専任講師）と称する。

### 第2章 生きもの専任講師の認定要件

#### (生きもの専任講師の認定要件)

第4条 次の各項に該当するものを生きもの専任講師として認定することができる。

- （1）生きもの講習会講師養成会に参加し試験に合格し、かつ審査認定委員会において承認されたもの。
2. 生きもの講習会講師養成会の受講要件及び認定要件は別に定める。

#### (生きもの専任講師の認定証発行)

第5条 生きもの認定証の発行手続きは下記の通りとする。

- （1）生きもの講習会講師養成会に参加し試験に合格し、かつ審査認定委員会において承認されたもの。
- （2）生きもの専任講師の認定証発行手数料は、一人につき1,000円/枚とする。
- （3）一旦納入された認定証発行手数料は理由の如何を問わず返却しない。

### 第3章 生きもの専任講師の登録および更新

#### (生きもの専任講師の登録および更新手続き)

第6条 生きもの専任講師の登録有効期間は3ヵ年度とする。

2. 登録更新は原則として3ヵ年度に1回以生き物調査に関する講座に関わること、または、3ヵ年度のうち1回以上RACフォーラム又は川に学ぶ体験活動全国大会の運営に関わることを条件とする。

3. RAC指導者登録期限が過ぎた場合には、生きもの専任講師の登録も同時に抹消する。

(登録の有効期間)

第6条 登録有効期間は、登録年度より翌々年度の3月末日とする。

(登録の終了)

第7条 登録は次の場合、終了するものとする。

- (1) 所定の登録期間が終了し更新が行われない場合。
- (2) 指導者養成団体のRAC指導者登録を終了した場合。
- (3) 本人が登録している指導者養成団体に書面による申し出があった場合。
- (4) 登録している指導者養成団体より書面による申し出があった場合。
- (5) この法人の名誉を著し傷つけるか、またはRACの目的に反する行為をしたとき。

第8条 本規定の改正は、RAC理事会の審議を経て行うことができる。

付則

6 本規定は平成26年5月31日より施行される。

## RAC水辺の生きもの講習会講師養成講座 受講要件および認定に関する細則

### 第1条（総則）

この細則は、RAC水辺の生きもの講習会認定および登録に関する規定第4条に定める生きもの講習会養成講座の受講要件に関する事項を定める。

### 第2条（生きもの講習会養成講座受講の必要条件）

RAC生きもの講習会養成講座受講にあたっては以下の受講要件をすべて満たしていることとする。

- 1) 満20歳以上であること。
- 2) RACインストラクター（1種）以上の資格を有していること、または、RACリーダーとして水辺での体験活動の経験を2年以上かつ120時間以上有し、且つ生き物観察に関する活動記録をRAC所定の様式にて提出できること（RACインストラクター（1種）以上の登録者は不要）。
- 3) 受講に必要な費用を事前に納付していること。

### 第3条（生きもの講習会講師認定の必要条件）

RAC生きもの講習会講師認定にあたっては以下の認定要件をすべて満たしていることとする。

- 1) 講習に必要な川の代表的な生き物の同定に関する知識を有すること。
- 2) 水生生物を指標とする水質調査を実施及び指導できる能力を有すること。
- 3) 川に学ぶ体験活動憲章を理解し、実践に向けて気風を有すること。

### 第4条（細則の改正）

本細則の改正は、人材育成部会の審議を経て行うことができる。

### 付則

- 4 本細則は平成26年5月31日より施行される。

## RAC学校連携コーディネーター養成事業に関する規定

### (総則)

第1条 当規定はNPO法人川に学ぶ体験活動協議会（以下当法人）の「川の指導者養成制度」における「RAC学校連携コーディネーター養成事業」の開催の方法について定める。

### (定義)

第2条 「RAC学校連携コーディネーター養成事業」とは、「RAC指導者養成ハンドブック」に定める「RAC学校連携コーディネーター養成事業」の各課程に記載するカリキュラムに相当するプログラムを実施する講座とする。

### (講座認定に関する申請方法)

第3条 「RAC学校連携コーディネーター養成事業」を開催する指導者養成団体は、所定の申請様式にて、審査認定スケジュールに基づき、当法人に講座認定の申請を行う。

### (講座開催要件)

第4条 「RAC学校連携コーディネーター養成事業」の開催には、RACの認定する「RAC学校連携コーディネーター養成事業」講師が主任講師を行うこととする。

### (修了手続き)

第5条 各講座を修了した受講者名簿及び受講票等は講座開催後1ヶ月以内に所定の講座修了報告書類と併せてRACへ提出しなければならない。

3. 修了書および配布資料はRACのHPよりダウンロードし各団体の責任において配布する。

### (規定の改正)

第6条 本規定の改正は、理事会の審議を経て行うことができる。

### 付則

1 本規定は平成26年5月31日より施行される

## RAC学校連携コーディネーター養成事業の講師に関する規定

### 第1章 総則

#### (総則)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人川に学ぶ体験活動協議会（以下RACという）定款第5条（3）の定めるところにより、RAC学校連携コーディネーター養成事業の講師に関する事項を定める。

#### (講師の名称について)

第2条 RACの認定する「学校連携コーディネーター養成事業」において講師をする能力と心構えを有するものをRAC学校連携コーディネーター養成事業講師（以下 学校連携講師）と称する。

### 第2章 学校連携講師の認定要件

#### (学校連携講師の認定要件)

第3条 次の各項に該当するものを学校連携の各課程を行うことのできる講師として認定することができる。

（1）「学校連携コーディネーター養成講座（基礎課程）」の講師は、「学校連携コーディネーター養成講座（応用課程）」を修了し且つ基礎課程講座の開催を指導的立場で補助し、又はRAC学校連携部会から推薦された同程度の能力を有する者で、審査認定委員会において承認されたもの。

（2）「学校連携コーディネーター養成講座（応用課程）」の講師は、「学校連携コーディネーター養成講座（専修課程）」修了者として認定され、又はRAC学校連携部会から推薦された同程度の能力を有する者で、審査認定委員会において承認されたもの。

（3）「学校連携コーディネーター養成講座（専修課程）」の講師は、RACトレーナーとして登録し、「学校連携コーディネーター養成講座（専修課程）」修了者として認定され、又はRAC学校連携部会から推薦された同程度の能力を有する者で、審査認定委員会において承認されたもの。

### 第3章 学校連携コーディネーター養成講座講師の登録および更新

#### (学校連携コーディネーター養成講座講師の登録および更新手続き)

第4条 学校連携コーディネーター養成講座講師の登録有効期間は3ヵ年度とする。

2. 登録更新は原則として3ヵ年度に1回以上小学校の授業等に関わり、その実績をRAC指定のOJT自己評価シートにて提出すること。または、3ヵ年度のうち1回以上RACフォーラム又は川に学ぶ体験活動全国大会の運営に関わることを条件とする。

3. RAC指導者登録期限が過ぎた場合には、学校連携講師の登録も同時に抹消する。

#### (登録の有効期間)

第5条 登録有効期間は、登録年度より翌々年度の3月末日とする。

(登録の終了)

第6条 登録は次の場合、終了するものとする。

- (1) 所定の登録期間が終了し更新が行われない場合。
- (2) 指導者養成団体のRAC指導者登録を終了した場合。
- (3) 本人が登録している指導者養成団体に書面による申し出があった場合。
- (4) 登録している指導者養成団体より書面による申し出があった場合。
- (5) この法人の名誉を著し傷つけるか、またはRACの目的に反する行為をしたとき。

第7条 本規定の改正は、RAC理事会の審議を経て行うことができる。

付則

- 1 本規定は平成26年5月31日より施行される。

## RAC 付加講座マスター講師認定および登録に関する規定

### 第1章 総則

#### (総則)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人川に学ぶ体験活動協議会（以下RACという）定款第5条（3）の定めるところにより、RAC認定付加講座（以下付加講座）マスター講師の認定および登録に関する事項を定める。

#### (定義)

第2条 この規定でいう用語について各々、次のとおり定義する。

- (1) マスター講師養成会はRACが主催する講座のこと。
- (2) 講師登録はRACが作成するRAC指導者名簿に一定の手続きを経て登録されること。
- (3) 講師登録更新は一定の手続きを経て、登録有効期間を更新すること。

#### (講師の名称について)

第3条 RACの承認する各付加講座の専任講師を養成する能力と心構えを有するものをRACの各付加講座名を前提詞とするマスター講師と称する。

### 第2章 マスター講師の認定要件

#### (マスター講師の共通認定要件)

第4条 次の各項に該当するものをマスター講師として認定することができる。

- (1) 各付加講座のマスター講師養成会に参加し認定基準を満たし、かつ審査認定委員会において承認されたもの。
- (2) 各付加資格のマスター講師養成会の受講要件及び認定要件は次条以降に定める。

#### (マスター講師の個別受講要件)

第5条 各付加講座のマスター講師の共通受講要件は下記表の通りとする。

- (1) RACインストラクター（1種）以上の指導者であること。
- (2) 水辺体験活動を2年以上且つ20日以上指導経験を有するもの。

2. 各付加講座の個別受講要件は下記票のとおりとする。

講座名称	受講要件
水辺のリスクマネジメント講座	a. 水辺のリスクマネジメント講座を3回以上実施し、当該講座の専任講師養成会で1回以上補助したもの。 b. CONEのリスクマネージャー資格保持者がのぞましい。
水辺のレスキュー講習	a. 水辺のレスキュー講習で3回以上の指導経験を有し、当該講座の専任講師養成会で1回以上補助したもの。 b. レスキュー3 SRT-1資格保持者がのぞましい。
水辺のファーストエイド講習	a. 水辺のファーストエイド講習で3回以上の指導経験

	を有し、当該講座の専任講師養成会で1回以上補助したものの。 b. 医療従事者（医師、看護師等）であるか、 <u>4日間以上</u> の野外救急法（ウィルダネスファーストエイド）講習を修了し、それを証明できるもの。
Eボート指導者講習	a. Eボート指導者講習で3回以上の指導経験を有し、当該講座の専任講師養成会で1回以上補助したものの。 b. カヤック、カヌー、ラフティング等を使った川での指導経験が200日以上あるもの。 c. 日本セイフティ・カヌーイング協会インストラクター以上の資格保持者または同等レベルの技術スキルがあるもの。
水辺の生きもの講座	a. 水辺の生きもの講習もしくはRACの指導者講習会において「川という自然の理解」に関する講習で3回以上の指導経験を有し、当該講座の専任講師養成会で1回以上補助したものの。

3. 第1期のマスター講師の受講認定要件は上記とは別に、個別に規定する。

(マスター講師の個別認定要件)

第6条 各付加講座のマスター講師認定要件は下記表の通りとする。

講座名称	認定要件
水辺のリスクマネジメント講座	a. 自然体験活動の指導者としての活動履歴が豊富で、リスクマネジメントについての専門的な講座で学んだ経験を有すること。
水辺のレスキュー講習	a. スローロープを的確に投げるができる。 (例 10m先の1m以内の四角の中へ確実に入れ指導ができる。) b. 講習に必要な泳力を有する。 (例 流水でエディーイン・アウトができる 3級の瀬でヘフェリグライドスイムができる)
水辺のファーストエイド講習	a. 講習の実施に必要な野外活動におけるファーストエイドの能力を有し、適切に指導できること。
レスキュー・インストラクター講習	a. 流水でのレスキュー講習で5回以上の指導（補助講師を含む）経験を有するもの。 b. レスキュー3 SRT-1 資格保持者がのぞましい。
Eボート指導者講習	a. 流水（2級の瀬）の中でEボートの操船を的確にできる（例 フェリーグライド、ガイドストローク）。 b. Eボートへのフリップリカバリー（転覆したボートの復元及び再乗艇）が一人でできる。



水辺の生きもの講習	a.水辺の生きものの生息条件と河川環境との関係性（何処に何がいるか、その生息に必要な自然環境）を理解していること。 b.生物を指標とする水質調査を実施及び指導できること。
-----------	--

3. 第1期マスター講師の認定要件は上記とは別に、個別に規定する。

(マスター講師の認定証発行)

第6条 各付加講座のマスター講師の認定証の発行手続きは下記の通りとする。

- (1) 各付加講座のマスター講師養成会に参加し試験に合格し、かつ審査認定委員会において承認されたもの。
- (2) マスター講師要請会の受講及び認定料は各付加講座毎に 20,000 円としRACへ納入する。
- (3) 認定証再発行手数料は、一人につき 1,000 円/枚とする。
- (4) 一旦納入された受講及び認定料、認定証発行手数料は理由の如何を問わず返却しない。

### 第3章 マスター講師の登録および更新

(マスター講師の登録および更新手続き)

第7条 マスター講師の登録有効期間は3ヵ年度とする。

2. 登録更新は原則として3ヵ年度に1回各付加講座の専任講師養成会に関わること。または、3ヵ年度のうち1回以上RACフォーラム又は川に学ぶ体験活動全国大会の運営に関わること、もしくは、RACの主催するマスター講師更新講習会を受講すること。また、更新に必要な課題を有効期限内に提出することを条件とする。

3. RAC指導者登録期限が過ぎた場合には、マスター講師の登録も同時に抹消する。

4. マスター講師更新講習会の受講料は別に定める。

(登録の有効期間)

第8条 登録有効期間は、登録年度より翌々年度の3月末日とする。

(登録の終了)

第9条 登録は次の場合、終了するものとする。

- (1) 所定の登録期間が終了し更新が行われない場合。
- (2) 指導者養成団体のRAC指導者登録を終了した場合。
- (3) 本人が登録している指導者養成団体に書面による申し出があった場合。
- (4) 登録している指導者養成団体より書面による申し出があった場合。
- (5) この法人の名誉を著し傷つけるか、またはRACの目的に反する行為をしたとき。
- (6) 人材育成部会がマスター講師の認定要件を満たしていないと判断したとき。

第10条 本規定の改正は、RAC理事会の審議を経て行うことができる。

付則

- 1 本規定は平成26年5月31日より施行される。





NPO法人

川に学ぶ体験活動協議会

〒114-0014

東京都北区田畑1-11-1勘五郎ビル104

TEL:03-5832-9841/FAX:03-6893-2642

URL: <http://www.rac.gr.jp>

E-mail: [rac@rac.gr.jp](mailto:rac@rac.gr.jp)

発行日	初版	平成16年6月28日
	第2版	平成16年7月23日
	第3版	平成18年9月15日
	第4版	平成21年5月30日
	第5版	平成22年5月22日
	第6版	平成26年6月1日
	第7版	平成29年6月1日

